

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (1割負担の方) 2025.9.1～

地域区分単価(7級地)⇒1単位＝10.14円 在宅強化型(サービス費Ⅰⅱ、ⅳ)

保険料 段階	①多床室(4人部屋)											保険料 段階	②個室(1人部屋)													
	介護度	施設 サービス 費 (単位)	サービス 提供体制 加算 (単位)	夜勤職員 配置加算 (単位)	在宅復 帰・在宅 療養支援 加算	認知症専 門ケア加 算(Ⅰ)	介護職員 処遇改善 加算(所 定単位数 × 75/1000) (単位)	食費 (円)	居住費 (円)	教養娯 楽費 (円)	利用合計(円)		施設 サービス 費 (単位)	サービス 提供体制 加算 (単位)	夜勤職員 配置加算 (単位)	在宅復帰・ 在宅療養支 援加算	認知症専 門ケア加 算(Ⅰ)	介護職員 処遇改善 加算(所 定単位数 × 75/1000) (単位)	食費 (円)	居住費 (円)	教養娯 楽費 (円)	利用合計(円)				
											日額											月額	日額	月額		
4段階 以上	介護1	871	22	24	51	3	73	1,800	500	190	3,359	100,758	4段階 以上	788	22	24	51	3	67	1,800	2,000	190	4,768	143,051		
	介護2	947									79	3,442		103,253									863	72	4,849	145,485
	介護3	1014									84	3,515		105,443									928	77	4,920	147,614
	介護4	1072									88	3,578		107,329									985	81	4,982	149,470
	介護5	1125									92	3,635		109,063									1040	86	5,043	151,295
3段階 ②	介護1	871	22	24	51	3	73	1360	430	190	2,849	85,458	3段階 ②	788	22	24	51	3	67	1360	1370	190	3,698	110,951		
	介護2	947									79	2,932		87,953									863	72	3,779	113,385
	介護3	1014									84	3,005		90,143									928	77	3,850	115,514
	介護4	1072									88	3,068		92,029									985	81	3,912	117,370
	介護5	1125									92	3,125		93,763									1040	86	3,973	119,195
3段階 ①	介護1	871	22	24	51	3	73	650	430	190	2,139	64,158	3段階 ①	788	22	24	51	3	67	650	1370	190	2,988	89,651		
	介護2	947									79	2,222		66,653									863	72	3,069	92,085
	介護3	1014									84	2,295		68,843									928	77	3,140	94,214
	介護4	1072									88	2,358		70,729									985	81	3,202	96,070
	介護5	1125									92	2,415		72,463									1040	86	3,263	97,895
2段階	介護1	871	22	24	51	3	73	390	430	190	1,879	56,358	2段階	788	22	24	51	3	67	390	550	190	1,908	57,251		
	介護2	947									79	1,962		58,853									863	72	1,989	59,685
	介護3	1014									84	2,035		61,043									928	77	2,060	61,814
	介護4	1072									88	2,098		62,929									985	81	2,122	63,670
	介護5	1125									92	2,155		64,663									1040	86	2,183	65,495
1段階	介護1	871	22	24	51	3	73	300	0	190	1,359	40,758	1段階	788	22	24	51	3	67	300	550	190	1,818	54,551		
	介護2	947									79	1,442		43,253									863	72	1,899	56,985
	介護3	1014									84	1,515		45,443									928	77	1,970	59,114
	介護4	1072									88	1,578		47,329									985	81	2,032	60,970
	介護5	1125									92	1,635		49,063									1040	86	2,093	62,795

※タオル類・日用品はCSセット(日額定額制のレンタル)でのご利用となり、別途1日200円(税抜き)×日数の料金がかかります。

介護老人保健施設 入舟 加算料金表

※下記以外に加算が付く場合があります。

初期加算(Ⅰ)	急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入院した場合、入院から30日以内の期間	60/日	入退所前連携加算(Ⅰ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	600/回	
初期加算(Ⅱ)	当該入所者が過去3月間(認知症日常生活自立度Ⅲ以上は1月間)の間に当該老健施設に入所したことが無い場合に限り、入所日から30日以内の期間	30/日	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	400/回	
療養食加算	医師の指導による療養食を提供した場合	6/回	試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合に家族へ療養上の指導を行った場合	400/回	
短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所後3カ月間に集中的なリハビリを実施した場合	258/回	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、診療方針の決定を行った場合	450/日	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症があり生活機能改善が見込まれる方へ個別リハビリを行った場合 (入所後3カ月間に週3回を限度)	240/回	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480/回	
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合 (1月に6日を限度)	362/日	退所時情報提供加算(Ⅰ)	在宅に退所後の主治医に対して情報提供を行った場合	500/回	
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者ごとに医師または看護師が入所時に評価し6月に1度見直しを行う (支援計画を作成し3か月に1度見直しを行う)	10/月	退所時情報提供加算(Ⅱ)	入院等で退所した場合、医療機関に対して情報提供を行った場合	250/回	
排泄支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。またはおむつ使用から使用なしに改善していること	15/月	安全対策体制加算(Ⅱ)	研修を受けた担当者が配置され安対策部門を施設内に設置し安全対策を実施する体制が整備されていること	20/回	
排泄支援加算(Ⅲ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。かつ、おむつ使用から使用なしに改善していること	20/月	ターミナルケア加算	看取り介護を行った場合	死亡前31～45日	72/日
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い6月に1度支援計画の策定に参加し3月に1度支援計画を見直す。医学低評価の結果を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	300/月			死亡前4～30日	160/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口で食事摂取し摂食機能障害や誤嚥のある方へ経口摂取を維持する支援を行った場合	400/月			死亡前2～3日	910/日
経口維持加算(Ⅱ)	入所者の栄養管理のための食事の観察・会議などに、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わっていること	100/月			死亡日	1900/日
経口移行加算	経管で食事摂取している方で経口摂取移行の支援を行った場合(計画日から180日)	28/日				
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づき食事の観察を行い調整を行う 入所者毎の栄養状態等の情報を厚労省に提出し有効実施のための情報を活用していること	11/日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時、かつ、3月に1度褥瘡評価をし計画書を作成しその結果等を厚労省に提出し実施に当たり情報を活用する	3/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	医師の指示をうけた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回実施し、介護職員に対して助言、指導を行い、介護職員からの相談に必要に応じて対応すること	90/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし評価の結果褥瘡発生リスクの高い入所者において褥瘡の発生がないこと	13/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生管理等の情報を厚労省に提出し、有効実施のために必要な情報を活用していること	110/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	51/日	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ)	医師・PT・OT・ST等がリハ計画を作成し質を管理していること。計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること	(1)53/月(2)33/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	51/日	
退所時栄養情報連携加算	疾患に伴う特別食が必要や低栄養と医師が判断した入所者が退所する場合に管理栄養士が退所先の医療機関に情報を提供した場合 (1月に1回を限度)	70単位/回	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、疾病、服薬情報等の情報を厚労省に提出していること	60/月	
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関、施設の管理栄養士が相談の上、栄養計画を作成した場合	200/回	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎について処置等を10日間行った場合	480/日	
認知症行動・心理症状 緊急加算	認知症のために医師が在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスが必要であると判断した場合(最大7日間)	200/日	新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合 ※1月に1回 5日を限度	240/日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護の一定の経験を有し、認知症ケアの専門研修を修了した者、かつ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置しが介護サービスを提供する場合	3/日	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染症法に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること	10/月	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること	50/回	緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬、検査、処置等を行った場合	518/日	

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (2割負担の方) 2025.9.1～

地域区分単価(7級地)⇒1単位＝10.14円 在宅強化型(サービス費Ⅰⅱ、ⅳ)

保険料段階	①多床室(4人部屋)											保険料段階	②個室(1人部屋)											
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		
											日額											月額	日額	月額
4段階以上	介護1	1742	44	48	102	6	146	1800	500	190	4,417	132,517	4段階以上	1576	44	48	102	6	133	1800	2,000	190	5,736	172,072
	介護2	1894					157				4,583	137,475		1726					144				5,899	176,969
	介護3	2028					167				4,729	141,856		1856					154				6,041	181,228
	介護4	2144					176				4,855	145,658		1970					163				6,166	184,970
	介護5	2250					184				4,971	149,126		2080					171				6,285	188,559

※タオル類・日用品はCSセット(日額定額制のレンタル)でのご利用となり、別途1日200円(税抜き)×日数の料金がかかります。

介護老人保健施設 入舟 入所料金表 (3割負担の方) 2025.9.1～

地域区分単価(7級地)⇒1単位＝10.14円 在宅強化型(サービス費Ⅰⅱ、ⅳ)

保険料段階	①多床室(4人部屋)											保険料段階	②個室(1人部屋)											
	介護度	施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×75/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		施設サービス費(単位)	サービス提供体制加算(単位)	夜勤職員配置加算(単位)	在宅復帰・在宅療養支援加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(所定単位数×39/1000)(単位)	食費(円)	居住費(円)	教養娯楽費(円)	利用合計(円)		
											日額											月額	日額	月額
4段階以上	介護1	2613	66	72	153	9	218	1800	500	190	5,475	164,245	4段階以上	2364	66	72	153	9	200	1800	2000	190	6,704	201,123
	介護2	2841					236				5,724	171,728		2589					217				6,949	208,485
	介護3	3042					251				5,943	178,299		2784					231				7,161	214,842
	介護4	3216					264				6,133	183,988		2955					244				7,348	220,440
	介護5	3375					276				6,306	189,189		3120					257				7,528	225,854

※タオル類・日用品はCSセット(日額定額制のレンタル)でのご利用となり、別途1日200円(税抜き)×日数の料金がかかります。

介護老人保健施設 入舟 加算料金表

※下記以外に加算が付く場合があります。

項目		2割	3割	項目		2割	3割
初期加算	入所から30日以内の期間	120/日	180/日	入退所前連携加算(Ⅰ)	ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める	1200/回	1800/回
療養食加算	医師の指導による療養食を提供した場合	12/回	18/回	入退所前連携加算(Ⅱ)	ケアマネジャーへの情報提供、退所後の居宅サービスの利用調整を行う	800/回	1200/回
短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所後3カ月間に集中的なリハビリを実施した場合	516/回	774/回	試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合に家族へ療養上の指導を行った場合	800/回	1200/回
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症があり生活機能改善が見込まれる方へ個別リハビリを行った場合(入所後3カ月間に週3回を限度)	480/回	720/回	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	退所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画書の策定、診療方針の決定を行った場合	960/回	1440/回
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	724/日	1086/日	退所時情報提供加算(Ⅰ)	在宅に退所後の主治医に対して情報提供を行った場合	1000/回	1500/回
排泄支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者ごとに医師または看護師が入所時に評価し6月に1度見直しを行う。支援計画を作成し3か月に1度見直しを行う。	20/月	30/月	退所時情報提供加算(Ⅱ)	入院等で退所した場合、医療機関に対して情報提供を行った場合	500/回	750/回
排泄支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	30/月	45/月	安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され安対策部門を施設内に設置し安全対策を実施する体制が整備されていること	40/回	60/回
排泄支援加算(Ⅲ)	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし施設入所時と比較して排尿・排便状態の改善または悪化がないこと。かつ、おむつ使用から使用なしに改善していること	40/月	60/月	ターミナルケア加算	看取り介護を行った場合	死亡前 31～45日	144/日 216/日
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い6月に1度支援計画の策定に参加し3月に1度支援計画を見直す。医学低評価の結果を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	600/月	900/月			死亡前 4～30日	320/日 480/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口で食事摂取し摂食機能障害や誤嚥のある方へ経口摂取を維持する支援を行った場合	800/月	1200/月			死亡前2～3日	1820/日 2730/日
経口維持加算(Ⅱ)	入所者の栄養管理のための食事の観察・会議などに、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わっていること	200/月	300/月			死亡日	3800/日 5700/日
経口移行加算	経管で食事摂取している方で経口摂取移行の支援を行った場合(計画日から180日)	56/日	84/日				
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づき食事の観察を行い調整を行う。入所者毎の栄養状態等の情報を厚労省に提出し有効実施のための情報を活用していること	22/日	33/日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時、かつ、3月に1度褥瘡評価をし計画書を作成しその結果等を厚労省に提出し実施に当たり情報を活用する	6/月	9/月
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	医師の指示をうけた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回実施し、介護職員に対して助言、指導を行い、介護職員からの相談に必要なに応じて対応すること	180/月	270/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし評価の結果褥瘡発生リスクの高い入所者において褥瘡の発生がないこと	26/月	39/月
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生管理等の情報を厚労省に提出し、有効実施のために必要な情報を活用していること	220/月	330/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	68/日	102/日
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ)	医師・PT・OT・ST等がリハ計画を作成し質を管理していること。計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効実施の為に必要な情報を活用していること	(1)106/月 (2)66/月	(1)159/月 (2)99/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰支援評価指標として算出されず数が報酬上の評価における区分が要件に満たしている場合	92/日	138/日
退所時栄養情報連携加算	疾患に伴う特別職が必要や低栄養と医師が判断した入所者が退所する場合に管理栄養士が退所先の医療機関に情報提供をした場合(1月に1回限度)	140/回	210/回	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、疾病、服薬情報等の情報を厚労省に提出していること	120/月	180/月
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関、施設の管理栄養士が相談の上、栄養計画を作成した場合	400/回	600/回	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	感染症対策に関する研修を受講した医師が、肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎について処置等を行った場合	960/日	1440/日
認知症行動・心理症状 緊急加算	認知症のために医師が在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスが必要であると判断した場合(最大7日間)	400/日	600/日	新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合 ※1月に1回 5日を限度	480/日	720/日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護の一定の経験を有し、認知症ケアの専門研修を修了した者、かつ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置しが介護サービスを提供する場合	6/日	9/日	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染症法に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること	20/月	30/月
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること	100/回	150/回	緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬、検査、処置等を行った場合	1036/日	1554/日